



宮 崎 県 公 報

平成25年4月19日（金曜日）号外 第33号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁
○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……………（人事課） 1	○災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当に関する規則の一部を改正する規則……………（人事課） 1

規 則

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成25年4月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第25号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成25年宮崎県条例第5号）附則第1号に掲げる規定の施行期日は、平成25年4月20日とする。

災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年4月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第26号

災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当に関する規則の一部を改正する規則

災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当に関する規則（昭和38年宮崎県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p><u>災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当に関する規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）第6条の6及び第6条の6の2の規定に基づき、本県に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（武力攻撃災害等派遣手当への準用）</p> <p>第4条 前2条の規定は、武力攻撃災害等派遣手当の支給及び額について準用する。</p>	<p><u>災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当に関する規則</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号）第6条の6、<u>第6条の6の2</u>及び<u>第6条の6の3</u>の規定に基づき、本県に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の災害派遣手当、<u>武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（武力攻撃災害等派遣手当等への準用）</p> <p>第4条 前2条の規定は、武力攻撃災害等派遣手当及び<u>新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当</u>の支給及び額について準用する。</p>

附 則

この規則は、平成25年4月20日から施行する。